

地域自治組織の設立等に関する条例 特集号

これからの地域のカタチ

発行／2018(平成30)年9月1日 伊丹市 市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 TEL.072-780-3533 FAX:072-784-8130

伊丹市マスコット
たみまる



地域総括交付金は、各地域自治組織がその実情に応じて地域ビジョンに基づく事業に活用するものです。



7月29日に行われた伊丹ふれあい夏まつり

地域ビジョンとは、地域の将来像やその実現に向けた取り組みなどを定める計画で、今後10年の地域活動の指針となります。

「地域総括交付金」の交付

「地域自治組織」の設立

6月1日に施行された「地域自治組織の設立等に関する条例」では、大きく3つの事柄を規定しています。

現在、伊丹市では概ね小学校校区を活動範囲とした「まちづくり協議会」「地区社会福祉協議会」「コミュニティ協議会」など、地域組織が小学校区にそれぞれ設置されています。

そこでは、誰もが住みやすいまちづくりの実現のため、福祉、環境、防犯・防災などに関する様々な活動や、夏祭りや餅つき大会などの交流事業が実施されています。

一方で、地域が抱える昨今の課題により、今後、地域活動の継続に支障が生じる可能性があるため、その課題解決に向け、「地域自治組織の設立等に関する条例」を制定しました。

伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例

の概要

条例の柱となるキーワードはこの3つ!!

地域自治組織

「組織の活動範囲が概ね小学校区」、「活動範囲内の全住民が構成員」、「民主的な組織運営」等、市民による主体的なまちづくりを推進する組織

地域ビジョン

「将来像」、「現状と課題」、「課題解決のための基本方針」、「具体的な取り組み」等を、構成員の熟議を経て策定する10年計画

地域総括交付金

地域の実情に応じて自治が展開できるよう、地域ビジョンに基づく事業のために配分を地域が決定できる交付金

自治会加入率の推移

自治会の現状	H26	H27	H28	H29	
自治会数	211	210	208	207	
世帯数(推計)	78,763	79,536	79,204	80,111	
戸数(自治会区域内)	68,047	69,217	71,290	72,181	
自治会加入戸数	53,207	52,718	51,636	50,925	
加入率	自治会区域内	78.2	76.2	72.4	70.6
	市域	67.6	66.3	65.2	63.6
解散(休止)した自治会数	2	3	1	1(1)	

「条例が生まれたワケ」

「地域の課題」

伊丹市では、自治会を中心とした地域活動が活発に展開されており、高齢者の見守りや子どもの登下校時の見守り、地域の清掃活動、防犯パトロール、交流事業等が盛んに実施されています。

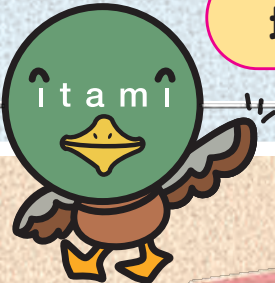
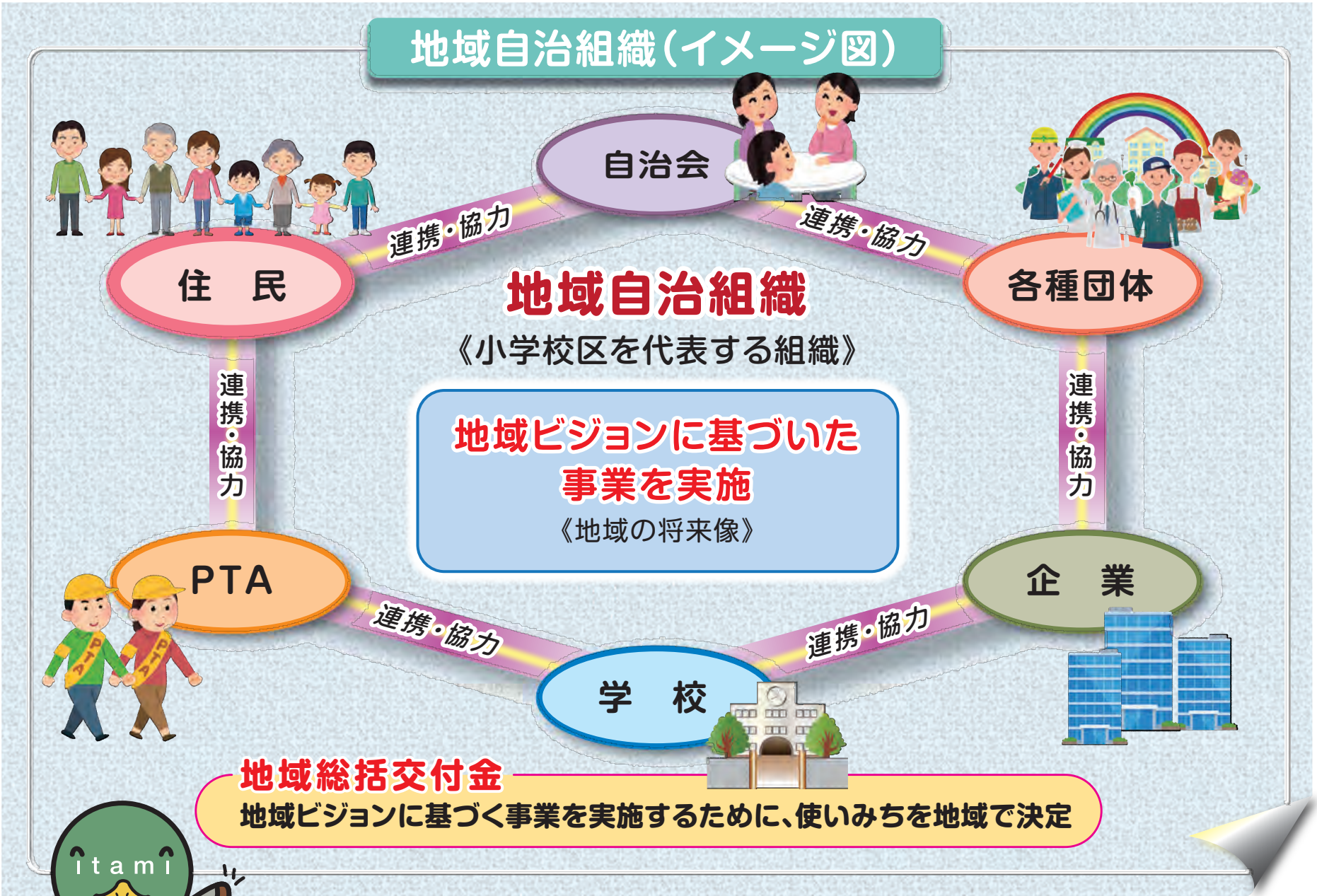
しかし一方で、左表で過去4年のデータを見ると、平成26年度には、211あった自治会が、平成29年度には207となり自治会総数が減少しています。また、自治会への加入率も67.6%から年々低下しています。これは、自治会への加入自体も減少していますが、自治会のないいわゆる自治会空白地帯も増えているためと考えられます。

今、地域では住民同士のつながりが希薄化していること、地域活動の担い手が高齢化していることや、担い手そのものが不足しているという課題があります。これらを原因として、今後の地域活動の継続に支障が生じる可能性があると考えます。

そこで市は、前述した課題の解決に向け、全ての住民で構成する地域自治組織の設立、地域の将来像となる地域ビジョンの策定、地域課題に柔軟に対応することができ、地域総括交付金について定めることにより、概ね小学校区を範囲とした地域コミュニティの基盤の強化を図り、安定的で持続可能な市民による主体的なまちづくりを推進しようとしています。



下校時の見守り



条文を見てみよう(概要・抜粋)

地域自治組織関係
(第2条～第5条、第11条)

●地域自治組織の認定(第2条)

- 1 地域自治組織は、1小学校区(活動範囲)に1団体とし、その認定要件(9項目)を規定
- ①活動範囲が概ね小学校区 ②活動範囲内の全住民が構成員 ③構成員が地域活動に参画及び構成員の意見を広く聴取する仕組み ④情報の発信及び共有する仕組み ⑤個人情報の保護 ⑥情報の公開及び管理体制 ⑦代表者等運営に必要な役員の選任 ⑧課題解決のための部会設置 ⑨代表者の選出方法、総会の方法、監査その他組織の民主的な運営に必要な事項を規約に規定

●地域自治組織の責務(第3条)

- 1 地域自治の推進を図るため、地域課題の解決に向けて地域活動に取り組み、より良い地域づくりに努める。
- 2 事業の円滑な運営に努め、適切な会計処理を行う。

●地域自治組織への支援(第4条)

- 1 市は、地域自治組織の設立及び地域活動の運営等に、必要に応じて職員を派遣し、情報提供及び助言等、支援を行う。

●地域自治組織への市民の参画等(第5条)

- 1 市民は、地域自治組織の活動に積極的に参画するよう努める。
- 2 地域自治組織は活動範囲内で事業及び活動を行う個人又は法人、通学者、通勤者及び団体と連携する。

●是正措置等(第11条)

- 1 地域自治組織に対し、是正を命じる項目(3項目)を規定
- ①認定要件に該当しなくなったとき ②地域自治組織の規約に基づいた運営が行われていないとき ③その他市長が認めるとき
- 2 市長は、地域自治組織が前項の是正命令に従わない場合は、地域自治組織の認定を取り消すことができる。



地域ビジョン関係
(第6条)

●地域ビジョンの策定等(第6条)

- 1 地域自治組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、歴史等の地域資源等を活用し、地域の課題を解決するため、次の各号に掲げる事項を定めた計画(以下「地域ビジョン」という。)を策定するものとする。
- ①将来像 ②現状と課題 ③課題を解決するための基本方針 ④前号の基本方針に沿った具体的な取組
- 2 地域ビジョンの計画期間は、10年とする。
- 3 第1項第4号に掲げる取組の内容は、次に掲げる分野ごとに定めるものとする。
- ①健康及び福祉に関すること。 ②地域環境に関すること。 ③防犯、防災及び交通安全に関すること。 ④地域の活性化に関すること。 ⑤子どもの健全育成に関すること。 ⑥地域活動の拠点に関すること。 ⑦地域自治の強化に関すること。 ⑧その他地域自治組織が必要と認める分野
- 4 地域自治組織は、地域ビジョンの策定にあたっては熟議を行わなければならない。
- 5 市は、地域ビジョンの策定の過程に参画し、市の方針及び施策等について十分な説明責任を果たさなければならない。
- 6 地域ビジョンは、地域自治組織の総会の議決を経た上で、構成員に周知しなければならない。
- 7 地域自治組織は、第1項第1号に規定する将来像の実現のために、地域ビジョンの進捗管理をしなければならない。
- 8 地域自治組織は、地域ビジョンの進捗状況を構成員に周知しなければならない。
- 9 地域自治組織は、地域ビジョンに基づき、年度ごとに事業実施計画を定めるものとする。
- 10 地域自治組織は、必要に応じて地域ビジョンの変更を行うものとする。この場合においては、第4項及び第6項の規定を準用する。



地域総括交付金関係
(第7条～第10条)

●地域総括交付金(第7条)

- 1 市長は、予算の範囲内において、地域ビジョンの実現に資するもので地域自治組織の運営に要する経費等に対し、地域総括交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。
- 2 交付金の交付を受けようとする地域自治組織は、地域ビジョンを市長に届け出るとともに、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

●監査の実施及び実績報告(第8条)

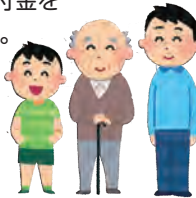
- 1 交付金の交付を受けた地域自治組織は、年度ごとに監査を実施するとともに、事業の実績を市長に報告しなければならない。

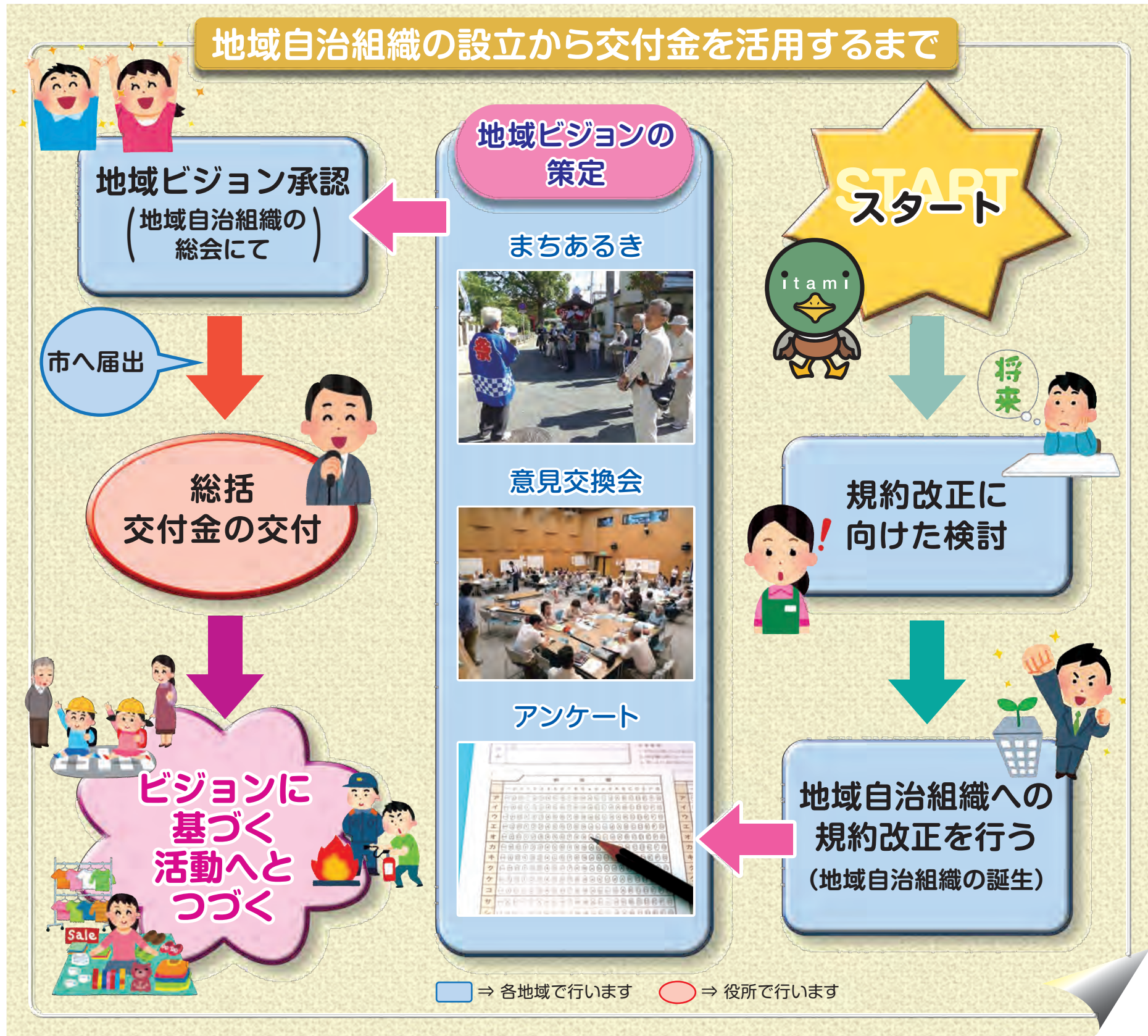
●交付決定の取消し、交付金の返還及び繰越(第9条)

- 1 交付金の交付決定の取消し項目(4項目)を規定
- ①第7条第1項に規定する経費以外に使用 ②交付金の交付決定の内容等に違反したとき ③交付金を使用しなかったとき ④その他この条例に違反したとき
- 2 交付金の交付決定を取消した場合は、交付金の返還を命じる。
- 3 上記③交付金を使用しなかったときについて、地域自治組織が地域ビジョンの実現のために必要と認める場合は、市長と協議の上、交付金を次年度に繰越することができる。

●調査等(第10条)

- 1 市長は、地域自治組織の適正な運営のため必要なときは、地域自治組織に報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を調査できる。
- 2 市長は、報告又は調査の結果、必要なときは地域自治組織に対して指導又は助言を行うことができる。
- 3 地域自治組織は、当該組織に関係する書類を保管しなければならない。





コミュニティ笹原協議会
(宮内会長)

笹原小学校地区では、かねてより課題を解決していくために、団体だけで活動するのではなく、団体間の連携をもつと密にする必要性を感じていました。そこで地域自治組織の設立や地域ビジョン策定等の取り組みを行うことで、団体

笹原小学校地区での取り組み

アンケート、意見交換会では多くの意見を聞くことができ、ニーズや課題が明確になりました。また、取り組む過程で、新たな人材候補も見つけることができました。



伊丹小学校地区自治協議会
(佐々木会長)

伊丹小学校地区には、以前から地区の「社会福祉協議会」に加え「ブロック自治会長会」と「伊丹のまちを創りだす会」の3つの組織が、それぞれ活動していましたが、地域から分りにくいとの声もあり、平成26年度に簡素化・効率化・効果的な組織運営の

伊丹小学校地区での取り組み

地域自治組織の立ち上げから、ビジョンの策定等を通じて、地域の良さと課題が明確となり、解決の糸口を発見することができました。

明確にするため、地域ビジョン策定検討部会を新設し、アンケート調査及び「まちあるき」による地域の実態調査を実施、これを基に、専門部会の各部長を含め、毎月1回、定例会議を開催し、事業の見直し、短期・中期・長期の実施時期の振り分け等の協議を行いました。

あなたの疑問に答えます

Q & A

Q.1

この取り組みを進めていくことで、地域課題の解決につながっていくのか？



A 住民の方全員が構成員となることで、どなたでも地域活動に参画することができるようになることから、将来的に役員等の担い手になっていただく人材の対象が広がると考えています。

伊丹市では既に、概ね小学校区を活動範囲とした組織が設置されていることから、スムーズに地域自治組織を設立することができます。

また、地域ビジョンの策定に向けては、活動範囲内の全世帯を対象として、地域活動等に関するアンケート調査を実施していただきますので、より広く地域活動を知っていただく機会にもなります。

そして、地域総括交付金を活用して地域活動を行っていただくことによって、より地域の実情に応じた活動ができることとなります。

この取り組みを始めたことで、すぐに課題解決ということではなく、交付金を活用して地域活動などの情報を多くの方に知っていただいたり、課題解決に向けて地域の皆さんが話し合いをされたり、地域活動に参画することで顔なじみになったり、など様々なところで人と人とのつながりが生まれます。このような小さなつながりが、地域コミュニティの基礎となりますので、非常に地道な取り組みではありますが、少しずつ進めていただきたいと考えています。

Q.3

今年度、この条例に基づいた取り組みを進める地域はあるのか？



A 今年度、実際に進めているところは、3小学校区です。それぞれの地域の総会にて、規約を改正し、地域自治組織を設立されました。前年度までの設立に加え5小学校区で設立されています。

地域自治組織の設立後は、地域ビジョン策定に向けて、地域内の全世帯を対象とする「アンケート調査」、地域課題やその解決策等を話し合う「意見交換会」、実際に自分たちの「まち」を歩いてまわる「まちあるき」を実施していただく予定です。

意見交換会・まちあるき

目
程
一
覧

■池尻小学校区まちづくり協議会

実施事業	日 程	時 間	集 合 場 所
第1回意見交換会	9月 1日(土)	午後7時～午後8時30分	伊丹市共同利用施設 池尻文化センター
まちあるき	9月 8日(土)	午後2時～午後5時	池尻小学校 東門前
第2回意見交換会	9月29日(土)	午後7時～午後8時30分	伊丹市共同利用施設 西野センター
第3回意見交換会	10月27日(土)	午後7時～午後8時30分	伊丹市共同利用施設 武庫川センター

■稲野小学校地区自治協議会

実施事業	日 程	時 間	集 合 場 所
第1回意見交換会	10月27日(土)	午前9時30分～正午	伊丹市役所 7階 701会議室
まちあるき	11月10日(土)	午前9時30分～正午	稲野小学校 稲小ホール
第2回意見交換会	12月 9日(日)	午前9時30分～正午	伊丹市立中央公民館 1階 大集会室
第3回意見交換会	平成31年 1月27日(日)	午前9時30分～正午	労働福祉会館・青少年センター (スワンホール) 3階 多目的ホール

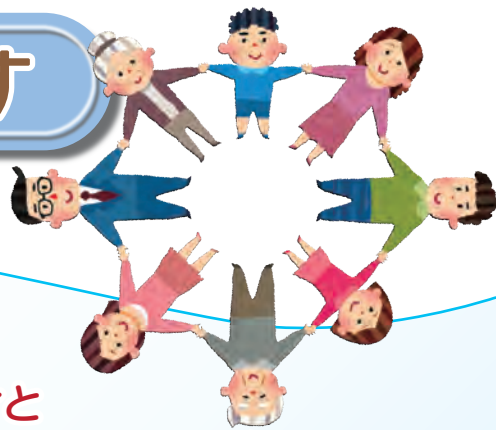
■緑丘小学校地区自治協議会

アンケートの実施に向けて、現在、その内容等を検討中

市も地域ビジョン策定に向けて支援を行うとともに、これから進めようとする小学校区に、取り組みの説明に伺うなど、地域の機運を高めていきたいと考えています。

Q.2

地域コミュニティという自治会をイメージする方が多いと思う。この取り組みは小学校区を対象としたものだが、自治会との関係はどうなるのか？



A 自治会は、住民の方に一番近いところで地域活動の中心的な役割を担っている、非常に重要な組織であり、地域活動を継続していくためには、自治会で担うべきこと、小学校区で担った方がよいことなど、それぞれの役割分担が必要だと考えています。

今後、地域自治組織の設立や地域ビジョンの策定などの取り組みを通じて、これまで地域活動に全く興味がなかった方などに、地域活動を知っていただき、興味を持ってもらい、少しずつ参画していただくことで、自治会への加入にもつなげていきたいと考えています。

また、自治会への加入促進についても、伊丹市自治会連合会と市が連携して進めており、自治会と地域自治組織の連携・協力は市民が主体となったまちづくりの推進のために、非常に重要であると認識しています。



Q.4

これから地域自治組織を設立する予定地域や、取り組むかどうか検討しようとしている地域に対して、まちづくり推進課からのアドバイスは？

A 現在、伊丹市内の自治会加入率は減少傾向とはいえ、6割を超えています。地域活動がしっかりしているからこそ、日頃の地域内での生活に大きな不便や不安を感じる事が少ないのではないのでしょうか。

地域活動を継続させるために、今の段階で、将来を見据えて何か手を打つ、仕掛けづくりを行うなど、安定的で持続可能な地域づくりを皆さんの力でしてみませんか。市民力・地域力を発揮する絶好の機会です。

きっと今よりももっとご自身がお住いの地域に愛着が持てるようになると思います。

市まちづくり基本条例に
地域自治組織の条項が追加



地域自治組織の活動は、今後のまちづくりを進めていくにあたり重要な役割を果たします。市は、まちづくりについての基本原則などを定めたまちづくり基本条例に新たに地域自治組織に関する規定を追加しました。

内容

- ① 小学校の通学区域を単位とした区域内の住民で構成される
- ② 市が、地域自治組織の設立・運営に必要な支援を行う
- ③ 市長は、1地域につき1団体の地域自治組織を認定できる
- ④ 地域自治組織は、構成員の参画を保障し、民主的で透明性のある運営を行う
- ⑤ 地域自治組織に必要な事項は、別に条例で定める